

様式第7号(第10条関係)(第2面)

**注 意**

- 1 この被保険者証は、新たに他の事業主に雇用され雇用保険の被保険者となったときは、必ず新たに勤務することとなった事業所に提示しなければならないものであるから、大切に保管すること。
- 2 この被保険者証を滅失し、又は損傷したときは、公共職業安定所に申請して再交付を受けること。
- 3 被保険者証は、二重に交付を受けると、不利な扱いとなることもあるので、二重に交付を受けることのないように注意すること。
- 4 この被保険者証は、氏名を変更したときには、事業主(失業等給付を受けている期間中の場合は公共職業安定所又は地方運輸局長)に提出すること。
- 5 失業して失業等給付を受けようとする場合(離職時においては妊娠、出産、育児、疾病、負傷、親族の看護等の理由により一定期間職業に就くことができない場合及び60歳以上の定年等による離職後一定期間求職申込みをしないことを希望する場合であって、その後に失業等給付を受けようとするときを含む。)は、離職後速やかに事業主を通じて公共職業安定所より離職票の交付を受けること。

失業等給付を受ける場合の具体的手続については、離職票の第2面を参照すること。